

**発言順序 1 「2 番」加 藤 代史子 議員**

1 学校図書館について

学校図書館は利用者である子供たちや教職員がいつでも利用できるように開館し、多様な知識や考えに出会い、授業を支えることができる蔵書や資料が必要とされている。改正学校図書館法で「学校司書」の配置が努力義務となった。

そこで以下 3 点について問う。

- ① 文部科学省の公立学校での学校図書館図書標準に対して各学校の状況はどうか。
- ② 「司書教諭」の配置状況と今後の「学校司書」の配置についての考えはどうか。
- ③ 「読書通帳」の導入など読書意欲を高める方策などの考えはどうか。

2 かかりつけ薬剤師・薬局について

今年度の診療報酬の改定により「かかりつけ薬剤師・薬局」が重要視され、24 時間相談に応じ、医師に処方内容の変更も求められるようになった。

そこで以下について問う。

- ① 「かかりつけ薬剤師・薬局」への今後の対応の考えはどうか。

3 A E D について

公共施設への A E D の設置が推進されたがいずれも室内設置により、緊急時の使用が危惧されている。医師会による診療所の A E D は屋外設置だが、A E D の屋外設置への考えについて以下 3 点を問う。

- ① A E D の屋外設置の考えはどうか。
- ② コンビニへの A E D 設置はどうか。
- ③ A E D 付自動販売機設置の考えはどうか。

#### 4 特設公衆電話の設置について

災害時に使用する「特設公衆電話」を平常時から避難所に設置している自治体が増えている。

そこで以下について問う。

- ① 「特設公衆電話」設置についての考えはどうか。

#### 5 乳幼児のB型肝炎ワクチン接種について

平成28年10月からB型肝炎ワクチンの定期接種が始まる。対象年齢が生後1歳に至るまでとあるが、3歳ぐらいまでは20～50%の確立でキャリア化を防げると言われている。

B型肝炎ウイルスによる肝疾患の治療費を考えると予防に重点を置き、ワクチン接種年齢を本市独自で拡大する必要がある。

そこで以下3点について問う。

- ① 任意接種での接種率の現状はどうか。
- ② 2歳、あるいは3歳までに拡大した場合の対象人数と事業費はそれぞれ幾らになるか。
- ③ 乳幼児のB型肝炎ワクチン接種年齢拡大についての考えはどうか。

### 発言順序2「7番」森 下 宏 議員

#### 1 第4次総合計画の結果と第5次総合計画について

第4次総合計画が終了し、第5次総合計画が始まった。第4次計画の結果を検証して、第5次計画をより効果のあるものにするには、大変重要である。

また、第5次計画は、大変よくできていると思うが、どれだけ実行できるかは、これからの問題である。そして、その財源も心配である。

さらに、この計画を市民に周知したり、参加・協力したりしてもらうことも重要である。

そこで、以下2点9項目について問う。

(1) 第4次計画の「点検・評価報告書」(平成26年10月発行)等について

- ① 第4次計画の終了はいつか。また、「点検・評価報告書」から大きく変わっ

たところはあるか。

- ② 将来人口は、平成 27 年度に 6 万 4,000 人と推測したが、6,500 人不足している。その原因は何か。また、どんな対策を行ったか。
- ③ 「課題等」(P9) で、完了できなかった案件はその後どうするのか。
  - (2) 第 5 次総合計画(平成 28 年 3 月発行)について
- ① 重点 8 項目は、前期に終了できるか。また、特に PR したい施策はどうか。
- ② 総合計画を実施していく上で、財政見通しはどうか。また、長期債務残高や財政調整基金などは、大変重要だが見通しはどうか。
- ③ 行財政改革も引き続き行うとのことだがどの程度の改革か。
- ④ 常滑焼等地場産業の振興(P76)について、陶磁器出荷額が平成 12 年で 793 億円、平成 22 年で 320 億円となっている。最近では何億円か。
- ⑤ シティプロモーションの推進(P84,85)について、いろいろあるが、これらを全部行うのか。
- ⑥ 市民への総合計画の周知について、第 5 次計画を実施するためには、市民への事業等の連絡・参加・協力等が重要だが、どのように行うのか。

### **発言順序 3 「15 番」盛 田 克 己 議員**

#### 1 再任用職員と臨時職員の扱いについて

第 6 次常滑市定員適正化計画では、職員の適正な定員管理に努めていくことと定められており、人材を採用して人財に育てていくという考え方をしている。また、第 3 次常滑市人材育成基本指針・推進計画において、市職員は「誰からも信頼される職員」を目指すと書かれてあり、このことは再任用職員と臨時職員も同様だと思っている。

そこで以下 7 点 17 項目について問う。

#### (1) 再任用職員と臨時職員の現在の人数について

- ① 退職時の職場に残った人数と別の職場に再任用された人数は何人か。
- ② 臨時職員の人数は何人か。また、臨時職員の人数が多い部署はどこか。

#### (2) 再任用職員と臨時職員の採用について

- ① 採用する際の基準はあるか。
- ② 定員適正化計画との整合性はどうか。

(3) 再任用職員、臨時職員の配属先について

- ① 基本的な方針はあるか。
- ② 管理職で退職した場合と、一般職の場合とで配慮することはあるか。
- ③ 技能、知識、経験はどの程度加味するか。

(4) 再任用職員への作業指示について

- ① 誰が、どのように指示するか。
- ② 仕事の期待度はどのように考えているか。

(5) 再任用職員の日常の職務チェック方法について

- ① 報告、連絡、相談は日常的に行っているか。
- ② コミュニケーションの取り方はどのように行っているか。
- ③ 給与体系と勤務評価はどうなっているか。

(6) 臨時職員の扱いについて

- ① 雇用期間が長期間の人もいるか。
- ② 基本的にどのような仕事を与えるか。
- ③ 臨時職員に任せたことで正規職員が基礎的な仕事をできなくなっていないか。
- ④ 情報流出等の防止策はどうか。

(7) 再任用職員の経験値を、今後生かす考えについて

- ① 即決、即断、実行できる再任用職員だけのグループ組織の考えはあるか。

#### **発言順序4「3番」井上恭子議員**

1 公衆への奉仕者（公僕）としての自覚を

最近、常滑市行政に関わる者の不祥事や、一部職員の市民への不適切な言動が、多くの市民から聞かれるようになった。これは単に個人だけの問題ではなく、組織のあり方にも問題があるのではないか。形骸化した組織体質は職務意欲を阻害し、業者依存の不適切と思われる契約がまかり通り、市民の財産を預かっている自覚を欠如させる。

市民と乖離した組織の中で、結果として気の緩みを生み、不祥事の多発と膨大な借金につながったと考える。

過去や自己の肯定に終始するのではなく、未来への最後のチャンスとして

常滑市行政構造の抜本見直しに即時着手する必要があると考える。

そこで以下2点について問う。

- ① 片岡市長になってから、職員のどのような不祥事の事例があったか（非公開含む）。その要因を分析した結果、対策として何を行ったか。
- ② 職員の意識向上、改革を促すために平成25年3月に第3次常滑市人材育成基本指針・推進計画（平成29年度までの計画）が作成されたが、その成果の具体例を問う。

## 2 市の保有土地の情報開示と健全資産化を求める

常滑市の保有土地の取得金額について情報公開請求したところ、実勢価格の数倍から数10倍のものが多数存在していることがわかった。一部の例として、1坪当たり山林で約7万円、原野で約33万円、溜池で約13万円、畑で約33万円、雑種地では約24万円や約73万円のものまで存在している。開示されたものはまだ一部であるが、データベース化させて精査・分析すると、取得年代や時代背景など関係なく地目ごとに高額な基準が存在しているように見受けられる。

市民から預かっている公金を使って高額で取得しており、取得して10年以上経過しても使用されず放置されている物件が非常に多く、このような現状に対して、市民の理解を得ることは到底不可能である。

これらの事例は過去のことではあるが、現在まで市民に知らされないままであったことは問題であり、今後の対処の仕方を市民に明確化すべきである。

そこで以下4点について問う。

- ① 取得する際の坪単価が年代や時代背景と関係なく実勢価格より非常に高額なのはなぜか。
- ② 土地取得後、非常に長期間使用していない現状をどのように分析しているか。
- ③ 取得に際し、担当部署から市長まで多くの市役所職員が確認し押印しているが、決裁責任は存在するか。
- ④ 保有土地の売却や健全資産化は誰の責任指揮のもとで進めているか。

## 発言順序5「1番」西本真樹議員

### 1 常滑市政の信頼回復に向けて

元市職員が逮捕され、市民の中から批判の声が聞かれる。今後の常滑市政の信頼回復に向けて、具体的に市民に説明していかなければならないと考える。

そこで以下2点について問う。

- ① 市の業務に対して市民や業者から相談等があったときに、複数の職員が情報を共有したり、上司に報告したりするなどの体系を明確にすべきと思うがどうか。
- ② 元市職員に対する市長の任命責任について、市長はどう考えるか。

### 2 子どもの貧困について

第1回市議会定例会で取り上げたが、景気動向が上向きにならない中、経済的な問題で進学を断念したり、就職にも不利な状況を生み出したりするなど、子育てしている大人を含め、子供の貧困対策については早急に取り組まなければならいと考える。

そこで以下2点について問う。

- ① 第1回市議会定例会の創造未来の代表質問で、常滑市の貧困率を取っていないと回答していたが、その後調査はしたのか。
- ② 教育支援として育英奨学金の制度があるが、高校生1名以内、大学生2名以内であり、貸与制となっている。給付制にすべきと考えるがどうか。  
また、市独自に子供たちの向学心を助長させる制度も創設すべきと考えるがどうか。

## 発言順序6「11番」杉江繁樹議員

### 1 常滑市の大地震に対する備えについて

本年4月、熊本県と大分県を中心に熊本地震が発生した。

この地震は、最大震度7を観測する地震が4月14日と16日の2回発生するなど、今までにない地震であり、被害は甚大であった。

今回の熊本地震では、震災関連死といったことや、数カ所の自治体で役所

の建物が使用できなくなるなど、問題が多く取り上げられている。

常滑市を含むこの地域は、南海トラフ地震が 30 年以内で約 70%の確立で発生すると予測されている。また活断層は日本のいたるところにあるため、直下型の地震はいつ起きても不思議ではない。

本市にとって、他地域の地震を教訓にさらに備えることは必要である。

そこで以下 4 点について問う。

- ① 常滑市の福祉避難所における防災資機材備蓄の現状はどうか。
- ② 今年度予定されている市役所耐震補強設計に対し、熊本地震の状況を勘案するか。
- ③ 常滑市のサイズに合った防災公園の整備はどうか。
- ④ 今回の地震を教訓に、市民に対する防災教育の充実は何が考えられるか。

## **発言順序 7 「6 番」伊 奈 利 信 議員**

### 1 動物愛護管理法に基づく市の取組について

動物愛護管理法は、動物の愛護と動物の適切な管理（危害や迷惑の防止等）を目的とし、昭和 48 年に議員立法で制定された法律である。平成 11 年に名称変更、平成 17 年、平成 24 年に一部改正が行われている。現在、本市では常滑市環境美化条例の第 6 条に愛がん動物の飼養者の責務として関連する一部が記されているだけである。地域では、犬や猫に関連する問題も多くあり、住民間のトラブルに発展してしまうケースも耳にする。

また、殺処分ゼロ運動や譲渡会の開催、不妊去勢手術の推進など、行政、市民、獣医が連携し、積極的に取り組む地域が増えつつある。

ともに飼い主の良識のない行動やマナー、モラルの問題が原因の根源であると考える。

そこで以下 4 点について問う。

- ① 本市及び愛知県における近年の引き取り件数と殺処分の件数の推移を問う。
- ② 本市における犬、猫に関する苦情や相談等の件数及び主な内容と対応を問う。
- ③ 動物愛護の市民団体への支援拡充や不妊去勢手術費用の助成など今後の展開を問う。

- ④ 常滑市環境美化条例の第6条だけでは不十分であり、市独自の動物愛護管理条例の制定を求めるが考えを問う。

## 2 大規模展示場の整備について

愛知県が2019年秋ごろまでに整備する大規模展示場は、ものづくり愛知の新たな交流の拠点となり、本市にとっても大変有意義なことである。開設後はもちろんであるが、整備の期間においても地域に与える影響は大きいと考える。

そこで以下2点について問う。

- ① 期待する経済効果はどれくらいか。
- ② 建設にあたり、外壁タイルやモニュメントなど、常滑らしさを表現できないか。